

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 30 日

各国立大学法人総務担当課 御中

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

令和 6 年度「国立大学法人ガバナンス・コード」への
適合状況等の報告の確認について

各国立大学法人が公表した「国立大学法人ガバナンス・コード」（以下「ガバナンス・コード」と言う。）への適合状況等の報告に関して、文部科学省において『国立大学法人ガバナンス・コード』に関する協力者会議」における外部有識者の意見を踏まえて確認を行いました。

この度、適合状況に係る説明が十分に行われている事例及び適合状況について十分に説明がなされていない事例を（別添）のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

各国立大学法人におかれては、別添資料を参考にして、ガバナンスのより一層の改善に向けた議論や取組を進めていただきますようお願いします。

（担当）

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3760）

Email：hojinka@mext.go.jp

令和 6 年度「国立大学法人ガバナンス・コード」への 適合状況等の報告の確認について＜事例集＞

- 令和 7 年 2 月末までに各国立大学法人のホームページに公表された適合状況等に係る報告について、令和 6 年 7 月 1 日に改訂された部分を中心に、文部科学省において確認を行い、本有識者会議における検討のため、以下の観点から事例の選定を行った。
 1. 適合状況に係る説明が十分に行われている事例
 2. 適合状況について十分に説明がなされていない事例
- 有識者会議における検討を踏まえ、各国立大学法人に対して、各法人における適合状況等の報告の作成に当たり参考となる事例集を周知する。
- なお、本事例集は報告の適切な記載方法を示すことを趣旨とするものではなく、各法人が事例を参照し、ガバナンスの強化に向けて、一層議論や取組を進めていただくことを趣旨とし、周知するものである。

【留意事項】

- ・事例については、各法人のホームページに公表されている報告から文部科学省において、抜粋したものである。紙幅の制限上、一部事例については記載内容を省略し、形式的な編集を行っている。
- ・事例に付している赤色の下線は文部科学省において付したものである。
- ・報告のうち一部を省略している場合は、文中に「（略）」と記載するなどして省略していることを示している。
- ・「課題がある事例」については、該当する法人の報告内容をそのまま引用せず、指摘すべき事項に該当する記載ぶりを文部科学省において再現したものである。

令和6年度国立大学法人ガバナンスコードの改訂について

【改訂の背景】

- 令和6年10月1日に「国立大学法人法の一部を改正する法律」が施行
(運営方針会議の責務・役割を明記)
- 大学や研究機関における研究インテグリティ確保の必要性の高まり

【参考】統合イノベーション戦略2023（令和5年6月9日）抜粋

研究活動の国際化・オープン化に伴う新たなリスクに対し、大学や研究機関における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的確保に向けた取組を行う。

（※）研究インテグリティ：従来対応を進めてきた不正行為や利益・責務相反、法令順守などに加え、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して確保が求められる、研究の健全性・公正性

【改訂の主なポイント】

- 運営方針会議の責務について原則を新設（原則2-2）
- 法人が定めるべき構成員の行動規範として、研究インテグリティ確保のための取組を追記
(補充原則4-2③)

【改訂部分のうち、適合状況を対外的に公表する必要があるもの】

- 2-2 運営方針会議の責務
原則2-2-1 運営方針会議の責務
補充原則2-2-1①

運営方針会議を置く国立大学法人は、運営方針会議が原則2-2-1にいう運営方針事項を決議により決定するという役割に鑑み、運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由を公表しなければならない。

→新設

【補充原則 2 - 2 - 1 ①（新設）】

運営方針会議を置く国立大学法人は、運営方針会議が原則 2 - 2 - 1 にいう運営方針事項を決議により決定するという役割に鑑み、運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由を公表しなければならない。

記載事項	記載欄
補充原則 2 - 2 - 1 ① 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由	●運営方針委員は「国立大学法人大阪大学運営方針委員の選考及び任命に関する規定」に基づき、<u>人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができ、以下のいずれかに該当する大学の運営に関する事項に関し、適切な知識、能力、経験を有する者を選考しています。</u> ・大学の教育研究活動 ・大学における国際化及び国際研究協力の推進 ・国内外の大学の経営 ・国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向 ・大学に関する法律及び会計 ●また、<u>上記の大学の運営に関する事項に関する知識、能力、経験については、スキル・マトリックスとしてとりまとめ、各運営方針委員がどのような知識、能力、経験を有しているかを公表しています。</u> ●加えて、<u>学内外の専門的知見を十分に活用する観点から、運営方針会議は、学外者を構成員の過半数とすることとして運営方針委員を選任しています</u> ■国立大学法人大阪大学運営方針委員の選考及び任命に関する規程 https://www.osaka-u.ac.jp/kitei/reiki_honbun/u035RG00001068.html ■スキル・マトリックス https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/outline/files/1hv2bo/@@download/file

事例の内容

○理由や考え方を詳細に記載し、適合状況を説明している。

☑本報告は、運営方針委員の選任等にあたっての基本的な考え方や選任方法が明確に記載されており、適合状況について具体的に確認を行う事が出来ます。

【補充原則 4－2③（改訂部分：赤字）】 ※当該項目自体は公表事項ではない

国立大学法人は、法人の構成員が従うべき行動規範（研究者倫理、公的研究費に係るガイドライン、**研究インテグリティ確保のための取組**）を定め、実践すべきである。また、必要に応じ、適宜見直しを行うべきである。

記載事項	記載欄
基本原則 4 及び原則 4－2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	近年、特に法人運営において重点的な対応が不可欠となっている情報セキュリティ、研究不正防止対策、研究インテグリティ（研究の健全性・公平性）の確保及び職員の内部統制意識の向上については、以下のとおり対策を講じています。 ① 情報セキュリティポリシーの定期的な点検及び見直しを行うとともに教職員への研修の実施など必要な措置を講じ、セキュリティ対策を徹底します。 （情報セキュリティ） https://www.tufs.ac.jp/abouttufs/information_security/ ② 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、<u>適正な研究の遂行や研究費使用に係る監査機能を強化</u>するとともに、大学院生も対象とした研究倫理に関する講習会を定期的実施するなど、<u>研究者への啓発活動を強化</u>することによって、研究費不正を起こさせない環境を構築します。また、「国立大学法人東京外国語大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」に基づき、研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥ることがないように、<u>研究インテグリティにも対応した研究倫理教育を実施するなど必要な措置を講じる</u>ことにより、研究の健全性・公正性を担保し、国際的に信頼性のある研究環境を構築します。 （研究活動に関わる不正行為防止への取り組み） https://www.tufs.ac.jp/research/illegal/ （研究インテグリティの確保について） https://www.tufs.ac.jp/research/illegal/integrity.html ③ 職員の内部統制意識及びコンプライアンス意識向上のため、内部統制やコンプライアンス研修など実施します。 （内部統制について） https://www.tufs.ac.jp/documents/abouttufs/public_info/internalcontrol.pdf

事例の内容

○具体的な取組を詳細に記載し、適合状況を説明している。

☑本報告は、研究インテグリティ確保のための取組が詳細に記載されており、適合状況について具体的に確認を行う事が出来ます。

大学独自様式において、公表事項以外の項目も含めて適合状況を公表している大学もあり、研究インテグリティ確保について記載している事例が確認された。

【補充原則4－2③（改訂部分：赤字）】 ※当該項目自体は公表事項ではない

国立大学法人は、法人の構成員が従うべき行動規範（研究者倫理、公的研究費に係るガイドライン、**研究インテグリティ確保のための取組**）を定め、実践すべきである。また、必要に応じ、適宜見直しを行うべきである。

【大学独自様式】

記載事項	記載欄
補充原則4－2③ 国立大学法人は、法人の構成員が従うべき行動規範（研究者倫理、公的研究費に係るガイドライン、研究インテグリティ確保のための取組）を定め、実践すべきである。また、必要に応じ、適宜見直しを行うべきである。	・研究インテグリティ確保のための取組として、「国立大学法人群馬大学研究インテグリティの確保に関する規程」を定め、<u>本学における研究インテグリティの確保に係る事項の審議等を行うため、研究インテグリティ・マネジメント委員会を設置している。</u> ・令和6年度以降は、「<u>国立大学法人群馬大学研究インテグリティの確保に関する規程</u>」及び研究インテグリティに係る相談窓口についての周知、群馬大学における研究インテグリティの確保に係る研修として<u>全教職員を対象とする Moodle による e-learning の実施を予定している。</u>また既存のマネジメント体制・仕組みを活用して、<u>関連する委員会や部署から研究インテグリティ上のリスクが懸念される情報（外国に関連するもの）を収集、リスト化し、研究インテグリティ・マネジメント委員会でリスクについて検討を行うこと</u>としている。 （国立大学法人群馬大学研究インテグリティの確保に関する規程） https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_06/061310.pdf

事例の内容

○具体的な取組を詳細に記載し、適合状況を説明している。

☑本報告は、研究インテグリティ確保のための取組が詳細に記載されており、適合状況について具体的に確認を行う事が出来ます。

○課題がある例

△適合状況について十分に説明がなされていない事例

記載事項	記載欄
基本原則 4 及び 原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	・ ○○規則を定め、内部統制システムを運用しています。 また、「内部統制システムに関する事項」を内部監査及び監事監査にて監査を行うことにより、継続的に内部統制システムの見直しを図っています。 ・ 内部統制システムの運用体制については、大学ホームページ上で公表しています。 (内部統制システムについて： https://www.ooooo.html)
記載事項	記載欄
基本原則 4 及び 原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	○○規則を整備して、内部統制委員会を置き、内部統制担当役員から、内部統制システムの運用状況について定期的に報告を受け、必要な改善策を審議している。 (○○大学内部統制規則： https://www.ooooo.html)
記載事項	記載欄
基本原則 4 及び 原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	内部統制規程で、内部統制に関する基本事項を定めて、法人における業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告等の信頼性を確保するため、同規程において、「内部統制システム」を構築している。また、その運用体制を公表している。 https://www.ooooo.html

事例の内容

△単に規則や体制の説明のみで、趣旨や具体的な取組の説明が不十分である。

公表資料等を適合状況の根拠として示す場合も、資料と適合状況にどのような関連性があるのか明確に説明する必要があります。

法人は本報告の閲覧者が各法人の事情に精通していない外部の者であることを意識して、単に内部統制の仕組みやその規定を示すだけでなく、その趣旨や目的を明示するとともに、具体的な取組と併せて公表することで、適合状況について具体的に確認を行うことができるよう記載することが求められます。

左記の事例は、いずれもそうした観点から説明が不十分である例として挙げられます。